

令和3年度のアスベスト関係の立入調査について

○立入調査の実施の概要

- (1) 届出対象特定工事に係る立入調査 (県環境事務所、労働基準監督署)
原則、全数 ←原則、従来のとおり
- (2) 建設リサイクル法に基づく届出情報を活用した立入調査
- ① 全国一斉パトロール (建り法所管部署、県環境事務所、労働基準監督署)
2回/年 ←原則、従来のとおり
 - ② 県環境事務所と労働基準監督署の合同パトロール
2回/年 ←新規
- (3) 苦情対応 + α (不法投棄パト時 など) ←案件増加の可能性

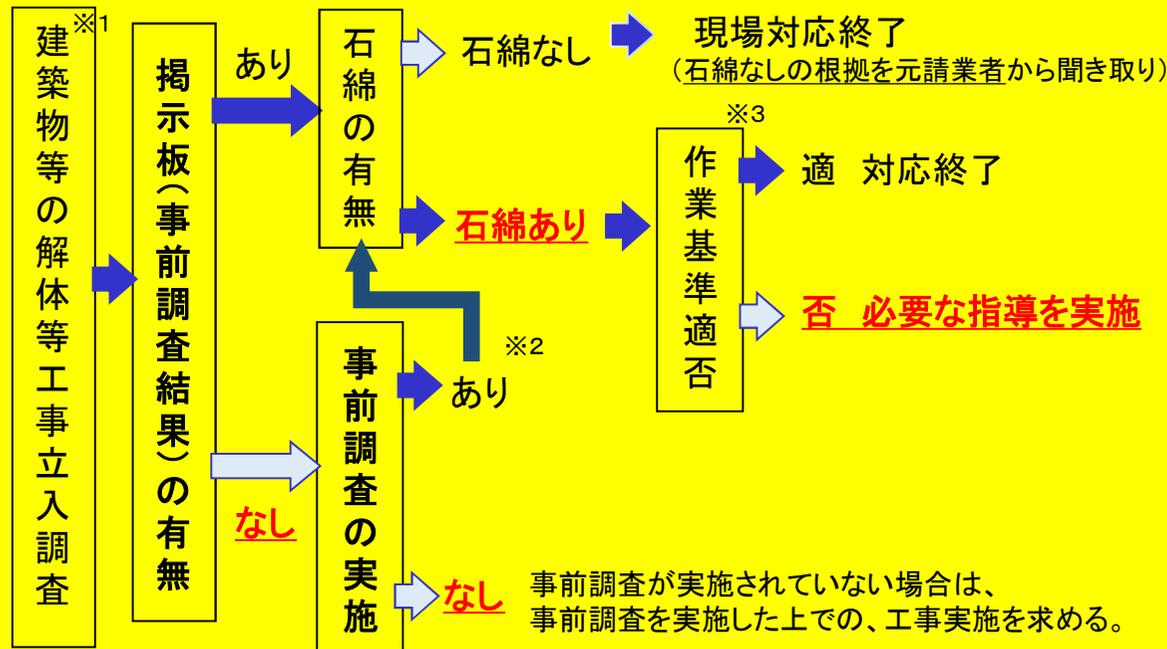
(対象)

Lv1
Lv2

全ての石綿含有建材

合わせて
四半期
に1回

○立入調査内容



- ※1: 立入調査時点で作業が終了していた場合は、対応終了
- ※2: 元請業者に対し、事前調査結果の説明を求める
- ※3: 立入調査時に作業が実施されていない場合は、対応終了

大防法	令和3年4月1日 施行	令和4年4月1日 施行
報告及び 検査(全ての 解体等 工事)	(報告・検査) 第26条 元請人に加え、下請負人が対象に追加、 解体等工事現場に加え、営業所、事務所、 その他の事業場が追加	
事前調査 (全ての解 体等工事)	(調査・説明) 第18条の15 解体等工事に係 る事前調査等の 義務	(報告義務) 第18条の17第6項 都道府県知事等への 報告(電子報告システム) (罰則) ←直罰 第35条第4号 【無報告、虚偽報告】
特定粉じん 排出等 作業の実 施の届出 (レベル1 レベル2)	(届出対象特定工事) 第18条の17 (罰則) 第34条第1項 (無届出、虚偽届出) 第33条の2第2項(計画命令違反)	(特定建築材料の除去等の方法) 第18条の19 (罰則) ←直罰 第34条第3号 【特定建築材料の除去等の方法違反】
作業基準 (レベル1 レベル2 レベル3)	(遵守義務) 第18条の20 (作業基準適合命令) 第18条の21 (罰則) 第33条の2第1項第2号(適合命令違反)	